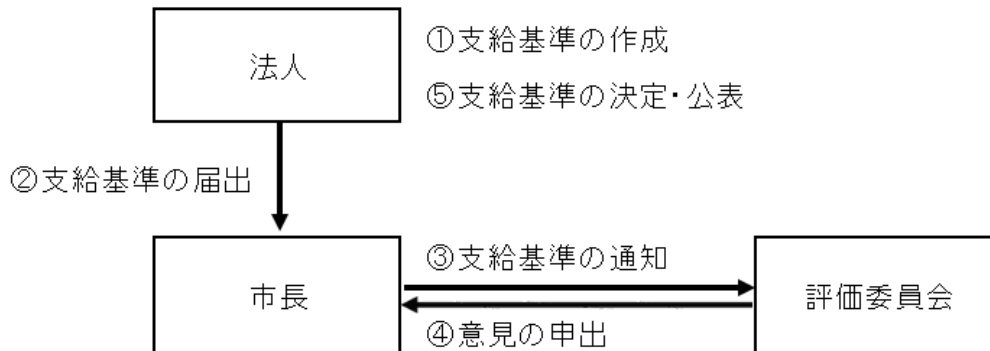


役員報酬等の支給基準について

1 役員報酬等とは

役員報酬、退職手当をいう。

2 役員報酬等の支給基準の決定手続き



※決定手続（法第 56 条第 1 項で準用する第 48 条及び第 49 条）

3 役員報酬等の支給基準を決定するにあたって考慮すべき事項

①国及び地方公共団体の職員の給与

→法人の公共的な性格に鑑み、これらの水準との間に合理的な均衡を図るべきものであること

②他の地方独立行政法人の役員報酬等

→適切かつ妥当な報酬等の水準とすべきこと

③民間事業の役員報酬等

→適切かつ妥当な報酬等の水準とすべきこと

④業務の実績

→役員においては、業務の実績を勘案する要素が特に大きく、職務の実績の度合いが報酬等の支給に反映されるような基準とすること

その職務の実績の度合いが反映されるような基準とすることにより恣意的な報酬等の決定を防ぐこと（役員自らが報酬等の基準を決定するため）

⑤その他の事情

4 評価委員会の役割

第三者機関として客観的及び専門的見地から、役員報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかについてチェックし、設立団体の長（市長）に意見を申出。

5 役員報酬等に関する法規定（抜粋）

○地方独立行政法人法（抜粋、第 56 条による準用及び読み替え後）

（役員報酬等）

第 48 条 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 一般地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長

に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

- 2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

6 役員報酬等の支給基準（案）

(現行)

役職	基本給（月額）	賞与	退職手当
理事長	1,005,000 円	基本給（月額）×3.95 月分 (業績評価等に応じて 20%の範囲内で増減)	有 基本給（月額） ×在職月数/12 (在職期間上限 48 月)
副理事長	753,000 円		
理事・監事 (非常勤役員)	役員手当 (月額 50,000 円)	無し	無し

(改正案)

役職	基本給（月額）	賞与	退職手当
理事長	1,005,000 円	基本給（月額）× <u>1.2</u> ×3.95 月分 (業績評価等に応じて 20%の範囲内で増減)	有 基本給（月額） ×在職月数/12 <u>(在職期間上限無)</u>
副理事長	753,000 円		
理事・監事 (非常勤役員)	役員手当 (月額 50,000 円)	無し	無し

7 他の地方独立行政法人の役員報酬の例

別紙のとおり

8 役員報酬等の支給基準の改正時期について

令和3年4月1日改正

7 他の地方独立行政法人の役員報酬の例

大阪府下 独法
近隣 独法

同規模病床 独法

令和2年9月1日現在

		りんくう総合医療センター	①大阪府立病院機構	②大阪市民病院機構	③堺市立病院機構	④市立東大阪医療センター	⑤市立吹田市民病院	⑥京都市立病院機構	⑦神戸市民病院機構	⑧明石市立市民病院	⑨市立大津市民病院	⑩加古川市民病院機構	(参考)国立病院機構
賞与(業績評価)		±20%	±10%	±20%	±20%	±20%	±20%	±20%	±10%	±20%	±20%	±20%	±20%
退職手当・評価業績		○ ±20% (在職月数 最大48月)	×	×	×	×	×	○ ±20% (任期ごと支給)	×	×	○ ±20% (在職月数支給)	×	○ ±20% (在職月数支給)
理事長	月給	1,005,000	1,140,000	1,160,000 (13,920,000/12)	1,015,000 (12,180,000/12)	990,000 (900,000×1.1)	907,200 (810,000×1.12)	1,108,333 (13,300,000/12)	1,142,000	939,000	1,010,000	900,000	1,410,000 (14,100,000/12×1.2)
	(年換算)	(12,060,000)	(13,680,000)	(13,920,000)	(12,180,000)	(11,880,000)	(10,886,400)	(13,300,000)	(13,704,000)	(11,268,000)	(12,120,000)	(10,800,000)	(16,920,000)
	(備考)		令和2年度まで14%カット			地域手当10%	地域手当12%	年額の7割見込					月例年俸の1/12が月額 本部地域手当20%加算
	賞与(業績年俸)	3,969,750 (1,005,000×3.95)	5,403,600 (1,140,000×1.2×3.95)	6,080,000	5,820,000	4,811,400 (990,000×1.2×4.05)	4,626,720 (907,200×1.2×4.25)	5,700,000 (19,000,000の3割まで)	5,139,000 (1,142,000×4.5)	4,626,720 (939,000×1.2×3.9)	3,181,500 (1,010,000×1.2×3.15)	4,212,000 (900,000×1.2×3.9)	5,047,100
	(備考)	3.95	4.74相当(3.95×1.2)	5.24相当(4.37×1.2)	5.73相当(4.775×1.2)	4.86相当(4.05×1.2)	5.1相当(4.25×1.2)	5.14相当(4.28×1.2)	4.5	4.93相当(3.9×1.2)	3.78相当(3.15×1.2)	4.68相当(3.9×1.2)	4.3相当
	年収	16,029,750	19,083,600	20,000,000	18,000,000	16,691,400	15,513,120	19,000,000	18,843,000	15,662,520	15,301,500	15,012,000	21,967,100
退職手当(年)	1,005,000 (給与月額)	×	1,169,280 (1,160,000×0.1×0.84×12)	×	×	×	1,662,500 (1,108,333×1.5)	×	×	5,211,600 (1,010,000×12×0.43)	×	1,762,500 (1,175,000×0.125×12)	
(対月給比率)			1.01				1.50			5.16		1.25	
年間合計	17,034,750	19,083,600	21,169,280	18,000,000	16,691,400	15,513,120	20,662,500	18,843,000	15,662,520	20,513,100	15,012,000	23,729,600	

理事(非常勤)	報酬(月)	50,000	50,000	40,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	50,000	30,000	—
監事	報酬(月)	50,000	50,000	40,000	50,000	50,000	30,000	50,000	30,000	100,000	50,000	30,000	—

病床数	388	2,627	1,326	487	520	431	586	1,631	327	394	600	
職員数(正職)	843	4,076	2,157	1,164	776	608	953	3,049	493	595	1,179	

※報酬について、年俸制を導入している場合は、給与と賞与の割合に規程されている最大の割合を使用している。

※賞与(業績評価については)について、±10～20%の範囲で増減規程があるが、今回の試算上は業績加算は±0(100%)として算出している。

※年収は、役員報酬規程ベースで業績評価関係は考慮せず算出。また給与カットについても考慮せず算出。兼務理事長などは給与規程での支給などもあるが、今回の金額は役員報酬規程による額としている。

※退職手当については支給なしは×としている。金額は1年間在職した前提での年額で算出。

役員報酬等 各団体 平均との比較値

別紙

【改正前】

(改正前)		りんくう総合医療センター	大阪府下平均(5団体)	近隣独法平均(10団体)	同病床平均(7団体)
賞与(業績評価)		±20%			
退職手当・評価業績		○ ±20% (在職月数 最大48月)			
理事長	月給	1,005,000	1,042,440	1,691,153	981,362
	(年換算)	(12,060,000)	(12,509,280)	12,373,840	(11,776,343)
	(備考)				
	賞与(業績年俸)	3,969,750 (1,005,000×3.95)	5,348,344	4,960,094	4,711,191
	(備考)	3.95	5.13	4.87	4.89
	年収	16,029,750	17,857,624	17,310,714	16,454,363
	退職手当(年)	1,005,000 (給与月額)			
(対月給比率)		1団体あり	3団体あり	2団体あり	
年間合計		17,034,750	18,091,480	18,115,052	17,436,377

【改正後】

(改正後)		りんくう総合医療センター	大阪府下平均(5団体)	近隣独法平均(10団体)	同病床平均(7団体)
賞与(業績評価)		±20%			
退職手当・評価業績		○ ±20% (在職月数)			
理事長	月給	1,005,000	1,042,440	1,691,153	981,362
	(年換算)	(12,060,000)	(12,509,280)	12,373,840	(11,776,343)
	(備考)				
	賞与(業績年俸)	4,763,700 (1,005,000×3.95×1.2)	5,348,344	4,960,094	4,711,191
	(備考)	4.74 (3.95×1.2)	5.13	4.87	4.89
	年収	16,823,700	17,857,624	17,310,714	16,454,363
	退職手当(年)	1,005,000 (給与月額)			
(対月給比率)		1団体あり	3団体あり	2団体あり	
年間合計		17,828,700	18,091,480	18,115,052	17,436,377

理事(非常勤)	報酬(月)	50,000	36,000	35,000	32,857
監事	報酬(月)	50,000	44,000	48,000	51,429

理事(非常勤)	報酬(月)	50,000	△ 14,000	△ 15,000	△ 17,143
監事	報酬(月)	50,000	△ 6,000	△ 2,000	1,429

病床数		388	1,078	893	478
職員数(正職)		843	1,756	1,505	824

病床数		388	1,078	893	478
職員数(正職)		843	1,756	1,505	824

各団体

- ・大阪府下平均(5団体)=①、②、③、④、⑤ の計5団体
- ・近隣独法平均(10団体)=上記5団体+関西圏5団体(⑥、⑦、⑧、⑨、⑩) 計10団体
- ・同病床平均(7団体)=300~600床規模(③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩) 計7団体